

長岡市告示第442号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき委託した収納事務の委託を解除し、又は収納事務の実施場所を変更したので同条第4項の規定により告示します。

令和7年12月23日

長岡市長 磯田達伸

1 委託した事務の内容

長岡市指定ごみ袋等取扱い及びごみ処理手数料収納事務委託

2 収納事務の委託を解除し、又は収納事務の実施場所を変更した事業者の名称、所在地等別表のとおり

3 収納事務の委託を解除し、又は収納事務の実施場所を変更した日

別表のとおり

別表

収納事務の取扱いを廃止する事業者

受託者番号	名称	所在地	代表者	業務の実施場所	委託終了期日	備考
130400	山川屋商店	長岡市十日町 625番地	高野 英男	山川屋商店	令和 7年12月11日	契約解除